多子世帯保育料軽減事業

担当課 こども課 予算額 9,400 万2千円

誕生祝金支給事業

お贈りします

母子保健課 予算額 1億1,813万1千円



これまでは・・・

	第1子	第2子	第3子
3歳以上	無料	無料	無料
3歳未満	全額負担	半額負担	無料

- ●保育園などに同時に在籍する子どもの人数で 保育料を決定(年齢制限あり)
- ●2人以上同時に保育園などに在籍した場合に のみ、保育料軽減が適用

4月1日から

	第1子	第2子	第3子
3歳以上	無料	無料	無料
3歳未満	全額負担	全額助成	無料

- ●保育園などに同時に在籍する子のみに限定し た年齢制限を撤廃
- ●第2子以降は、筑西市独自に保育料を助成

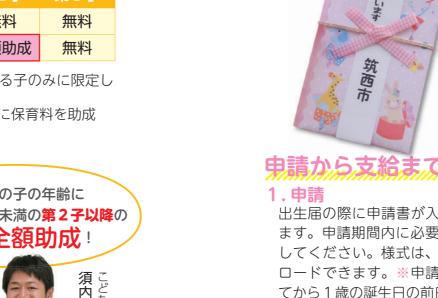
助成要件。(①~・⑤のすべてを満たす児童がいる世帯であること)。

- 保育認定を受けて保育施設に入所している。
- ❷ 令和2年4月1日において、3歳に達していない児童である。
- 3 保護者と生計を同じにする第2子以降の児童である。
- ④ 住民税所得割税額が「第4階層-2|(ひとり親世帯等の場合は「第 4階層-3])から「第8階層」に属する世帯の児童である。
- ⑤ 保育料、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民 健康保険税の滞納がないこと。
- ※既に国の基準により保育料が無料となっている場合(きょうだい同時 入所、要保護等世帯)は、対象外となります。
- ※この事業は、保護者が一度支払った保育料について、対象者に筑西市 から助成金としてお返しするものです。

【問】こども課(本庁1階) ☎24-2104

年収や上の子の年齢に 関係なく、3歳未満の第2子以降の 保育料を**全額助成**!





New 人口減少に歯止めをかけるため、誕生祝金をお贈りします。

本市に誕生したお子さんをお祝いするとともに、子育て家庭の 経済的負担の軽減を図ります。

受給資格者…(0~のすべてを満たす人)。

- ① 令和2年4月1日以降に筑西市に誕生したお子さんと同居し、養育 していること。
- ② 申請日までに1年以上筑西市に住所があること。
- ③ 同一世帯員に市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国 民健康保険税及び保育料の滞納がないこと。

出生届の際に申請書が入った黄色い封筒をお渡しし ます。申請期間内に必要な書類を母子保健課に持参 してください。様式は、ホームページからもダウン ロードできます。※申請期間は、お子さんが誕生し てから1歳の誕生日の前日まで

2. 支給決定

申請内容を審査し、支給・不支給の決定通知書を送 付します。※通知は申請日の翌月に送付

3. 支給

支給決定を受けた人には、指定された口座に20万円 を振り込みます。※振り込みは申請日の翌々月

【問】母子保健課(本庁1階)☎24-2115

第1子誕生から20万円の 支給があるのは、茨城県では 筑西市だけ

